

ID: 142

担当部署: 農政課

<b>処分の概要</b>	特別の設備の許可		
<b>例規名 根拠条項</b>	柴田町農村環境改善センター規則 第2条第3項(第9条において読み替える場合を含む。)		
<b>例規番号</b>	昭和58年規則第1号		
<b>【基準】</b>			
第2条の規定による。 (使用の手続)			
第2条 条例第6条第1項の規定に基づき、センターを使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、使用しようとする日(以下「使用日」という。)の3月前から前7日までに柴田町農村環境改善センター使用許可申請書(様式第1号)を町長に提出し、その許可を受けなければならない。			
2 前項の規定にかかわらず、町長が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。			
3 申請者がセンターを使用する場合に、特別の設備を設けようとするときは、その設備内容を記載した書面を申請書に添えて申請し、あらかじめ町長の許可を受けなければならない。			
<b>標準処理期間</b>	5日		
<b>備考</b>			
<b>設定年月日</b>	令和3年12月28日	<b>最終変更年月日</b>	年 月 日